

宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱

平成21年10月30日

告示第153号

改正 平成24年3月29日 告示第65号

改正 平成27年5月1日 告示第96号

改正 平成29年1月12日 告示第3号

改正 令和4年3月31日 告示第98号

(趣旨)

第1条 この告示は、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付対象は、次の要件をすべて満たす発電システムとする。

- (1) 住宅の屋根等へ設置した太陽電池発電によるものであること。
- (2) 太陽電池の最大出力の合計値（キロワットを単位とし、小数点第3位を切り捨て。以下同じ）が10キロワット未満であること。
- (3) 価格が、1キロワットあたり60万円以下（税別）であること。
- (4) 未使用品であること。
- (5) 岩手県内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者により設置されたものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、自ら電力会社と低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約を締結した個人とする。ただし、市税を滞納している者は、その対象とならない。

- (1) 自らが居住する市内の戸建て住宅に発電システムを新たに設置した者
- (2) 発電システムが設置された市内の建売住宅を購入し、自らが居住している者
- (3) 事業の用に供する市内の施設等に発電システムを新たに設置した法人又は団体

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、太陽電池の最大出力の合計値に4万円を乗じて得た額とし、25万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽光受給契約確認書に記載された電力受給開始日から3月以内に、宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない

ない。

- (1) 発電システムを設置した住宅等の位置図
- (2) 発電システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (3) 発電システムを構成する機器の型式及び出力並びに太陽電池の設置枚数が確認できる書類の写し
- (4) 発電システムの設置状況を確認できる写真
- (5) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書の写し
- (6) 申請者本人が電力会社と契約を締結した太陽光受給契約確認書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金を交付すべきと認めるときは宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないと認めるときは宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定兼確定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付請求書（様式第4号）による請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金の交付をするものとする。

(補助金交付の制限)

第8条 既にこの告示の規定に基づき補助金の交付を受けている者に対しては、補助金を交付しない。

2 この告示の規定に基づき補助金の交付を受けた者で、当該交付の対象となった発電システムが東日本大震災による直接の被災が原因ででき損し、かつ、修理することが不可能となったことにより、新たに第3条に規定する補助対象者となるものについては、前項の規定にかかわらず、1回に限り、補助金を再交付することができる。

(処分の制限)

第9条 補助事業者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助に係るシステムの財産処分承認申請書（様式第5号）により処分の申請を行い、市長の承認を得なければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前条に規定する市長の承認を受けずに当該発電システムを処分したとき。

(4) 前3号掲げるもののほか、補助事業者が補助金を発電システム以外の用途に使用した場合など、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(協力)

第11条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量等のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成27年5月1日から施行し、この告示による改正後の宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第11条の規定は、平成23年3月11日から適用する。

2 改正後の要綱第11条第2項の規定により補助金を再交付する場合において、当該交付の対象となる発電システムの設置又は発電システムが設置された住宅の購入が平成24年3月31日以前に完了している者に係る第4条の規定の適用については、第4条中「5万円」とあるのは「3万円」と、「20万円」とあるのは「10万円」とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する

2 この告示による改正後の宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に設置された発電システムについて適用し、同日前に設置した発電システムについては、なお、従前の例による。